

世田谷区公告第47号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年6月15日

世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類

東京都市計画用途地域

2 縦覧場所

世田谷区都市整備政策部都市計画課